

# 明日のまちをつくりまします

## 12. 地域を支える交通体系の構築と都市基盤整備

(質問数25-53)

2023年 2月定例会	本会議	代表質問	神崎	市長の政治姿勢 (3) 市庁舎等整備について	(3) 新庁舎整備に関する要望については、今後、本庁舎整備審議会などの意見等も踏まえながら、令和5年度に策定予定の「新庁舎整備等基本計画」や、その後の「基本設計」等に反映していきたい。また、現庁舎地の利活用については、「多様な世代に愛され、県都・文教都市にふさわしい感性豊かな場所」とするため、市民ワークショップやオープンハウスなど、市民の意見をいただき検討を進めている。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	県都・文教都市 感性豊かな浦和のまちのために (1) 浦和駅周辺まちづくりビジョンについて (2) 現市役所庁舎の利活用について	(1) 浦和のまちに関わる市民、事業者、行政などの多様な主体が共有する指針としている。次にリーディングプロジェクトの位置付けについては、事業の具体化に合わせ、総合振興計画実施計画へ位置付けるなど、PDCAサイクルによる計画的な事業の進捗管理に取り組んでいく。プロジェクトを決めていく手法については、浦和の地域資源を生かしながら、時代の変化へ対応できるよう、ビジョンに示すまちづくりの展開別に、公民連携の場である「エリアプラットフォーム」で検討推進していく。  (2) 市民ワークショップやオープンハウスなどの取組みを通じ、様々な意見をいただいているところだが、今後、どのような機能にしぼりこんでいくか、令和7年度ごろには、利活用の一定の方向性を取りまとめた利活用計画(骨子)を策定し、令和10年度ごろには、導入する機能や事業手法などの具体化を図った利活用計画を策定することを予定している。歴史的遺産をしっかりと調査したうえで、「洗練された伝統と完成豊かな文化が息づく、風格で魅了する都心・浦和」の実現に向けて、しっかりと検討を進めていきたい。
2023年 2月定例会	本会議	代表質問	添野	まちづくりの加速化と回遊性の向上について	事業用地の取得は、任意交渉によることを大前提としており、用地取得が難航し、長期化している事業については、用地交渉の状況、供用開始の時期などを勘案して、収用移行へと進めている。事業用地の残地取得について、残地事務取得取扱要領では、取得の条件として、残地を公用、もしくは、公共用又は公益事業の用として確実に有効利用を図ることができる場合のみに取得できるとしている。現在は、道路区域への編入、他局への提供など、利活用が可能な土地を買収している。残地や歩道にベンチ等を設けることについては、スペースの確保とか、沿線の方々との合意形成が必要といった課題もある。今後、残地の取得条件や活用方針について、他都市の事例を調査研究していきたい。
2023年 2月定例会	総合政策	議案外	武田	道の駅、と畜場について (1) スケジュールと環境影響評価について	(1) 道の駅と食肉中央卸売市場・畜場整備事業の全体スケジュールについては、基本計画に示しているとおり、令和10年度の開設を目指している。環境影響評価の状況については、令和4年12月に業務委託契約を締結し、現在、調査書、計画書の作成と現況調査の実施に向けて準備を行っている状況であり、今後は準備書の作成、評価書の作成等、順次進めていく。市民には、令和5年7月から8月にかけて調査計画書の公告縦覧を行うとともに、8月に説明会を行う予定。

2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	添野	市街化調整区域における違反開発への対応について (1) 組織的体制について (2) 事務処理要領について (3) 関係機関、団体との連携について	<p>(1) 都市計画法だけでなく、建築基準法や農地法など幾つかの法令に抵触している事案が多く、関係する部局が連携して対応することが重要。これまで違反開発への対応に加えて新たに組織横断的な会議体を設置し、連携を強化して対応することとした。この組織横断的な会議体の設置状況としては、昨年12月に都市計画法に係る違反開発等連絡会議設置要綱を定めて連絡会議を設置したところ。この連絡会議は市街化調整区域内の違反事案について、関係部局間の情報共有や行動指導等を連携して行うことを目的としている。連絡会議は、南北にある各都市計画指導課の課長が座長となって会議を開催するということになっている。座長は違反事案が発覚したときに関係課へ情報共有や意見聴取、合同調査等の実施が必要となったと判断した場合に会議を開催する。庁内の会議ですので、記録は残している。</p> <p>(2) 都市計画法に係る違反開発等連絡会議設置要綱の施行に伴い、本年1月に事務処理要領の関連条項を改正したところ。この改正によって、違反開発等が他法令にも抵触する疑いがあると思われるときは連絡会議を開催し、関係課との連携を図ることを事務処理要領に規定したところ。判定基準については、令和2年に制定したものに沿って違反開発に対する指導を今行っているところ。判定基準の運用方法としては、違反事案が発覚した際に違反行為の危険性や周囲の影響度、行為の悪質度等の各項目を点数化して、その点数に応じた指導をしていくこととしている。指導の種別としては、口頭指導、赤紙貼付、文書指導などがあるが、案件ごとに差異があるので、慎重に対応している。何年も指導に従わない事案、悪質な事案について、違反の是正は相手方の努力、協力によるところが大きいため、計画どおりに進まないだけでなく、指導効果が現れるまでに時間がかかっているのが現状。長期間にわたり是正が進まない事案については、指導回数を増やすなどの粘り強い指導を継続して行っているところ。</p> <p>(3) 違反開発を抑制するため、これまで市街化調整区域内での建築行為の際は所管課へ相談するよう、市のホームページや市報などで周知を行ってきた。加えて今年度から、違反現場や違反が疑わしい現場における外国人にも対応するため、英語や中国語、韓国語にも対応した注意喚起のチラシを作成して、現場パトロールや窓口対応の際に配布することで周知を図っている。本年1月から新たに開発業者や不動産業者などに向けて、市街化調整区域における開発許可制度をまとめたチラシを作成して、各事務所の窓口等で配布を始めたところ。</p>
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	まちづくりの加速化について (1) 土地収用法の庁内手続きについて (2) 土地区画整理事業について	<p>(1) 具体的な期間ではなく、用地交渉の状況、供用開始の時期、対象地の周辺の状況、事業の進捗などを勘案し、長期化と判断している。都市計画道路事業では、関係者の方々への事業説明会、現場での用地測量、用地幅くいの打設を経て、地権者の方々との境界確認を行っている。その後、事業認可を取得し、用地交渉開始という流れで行っている。一律に用地幅くいの打設3年で区切ってしまった場合、地権者によっては、十分な用地交渉を重ねる前に収用移行となる期限を迎えてしまうことも考えられる。そのため、個別的要因なども加味しながら、総合的に判断していきたい。収用移行の基準を満たした後も、任意交渉を継続しているが、まず、事業主管課と用地主管課は、地権者との協議が成立する見込みがない場合、協議不成立について、建設局長にまず報告する。その後、事業主管課は、収用委員会の事前相談など</p>

					<p>を経て、建設局内における収用移行への最終検討を行う協議会へ付議した後、収用移行への可否を決定する。次に、協議会の結果を基に、事業主管課は収用への手続を移行する市長決裁を行う。</p> <p>(2) 建築物等の移転に伴う協議が不調となり、移転ができないために事業進捗が滞っている場合、土地区画整理法に基づき、施工者が直接移転の工事を実施する、いわゆる直接施行を行うこともある。市施工の土地区画整理事業の建築物等の移転に対する基本的な方針としては、移転協議により、市が保証金をお支払いして、権利者が主体的に実施することを前提としていて、合意形成に時間を要している権利者との交渉においても、より丁寧で分かりやすい説明を心がけ、粘り強く事業に協力いただけるよう協議を進めているところ。今後、直接施行の実施について検討することも必要であると考えている。</p>
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	<p>安全性・回遊性の向上について</p> <p>(1) 歩道の整備について</p> <p>(2) サイクリングロードの整備について</p>	<p>(1) 現在進めている歩道整備については、市街化区域内、あるいは交通量が多い路線、小中学校の通学路、バリアフリー経路、事故の発生件数、駅周辺などを、整備優先度が高い路線について整備を進めている。当該路線の歩道未整備区間については、市街化調整区域になっていること、あるいは、先ほどの条件に照らし合わせると、整備優先度が低い路線となっている。</p> <p>(2) 元荒川沿いのサイクリングロードをサイクリストが利用しやすい環境として整備していくためには、市内だけでなく、広域的に整備することが効果的であることから、河川管理者である埼玉県や、沿線自治体と連携協力して取り組む必要があると考えている。昨年11月に国の自転車活用推進計画に位置づけられた全国会議である、自転車利用環境向上会議を開催し、自転車活用推進計画やサイクルツーリズム等をテーマにしたほか、国や埼玉県と連携し、本市のさいたま自転車まちづくりプランさいたまは一とを具体的な事例として取り上げ、自転車施策の取組と必要性を発信し、県内を含めた各自治体の自転車活用推進計画の策定を促すための取組を実施したところ。</p>
2023年 2月定例会	まちづくり	議案外	松本	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法</p> <p>(1) 本市の対応について</p> <p>(2) 法規制による本市における政策効果について</p>	<p>(1) 法律の改正に伴い、規制できる区域などが改正されたので、本市の対応としては、令和5年度に盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定するための基礎調査を実施して、令和6年度には規制区域の指定の告示を行い、令和7年度からの運用の開始を予定している。規制区域の指定の考え方等については、今後国から公表される省令やガイドラインを踏まえ、埼玉県や県内の中核市と意見交換を行いながら進めていきたい。</p> <p>(2) 規制区域指定をすると、国が定める政令に基づき一定の高さもしくは面積を超える宅地造成や特定盛土等の工事を行う場合は、市長の許可が必要となる。許可に当たっては、災害防止のために必要な基準が定められていて、擁壁の設置や排水施設の設置、地盤の安全確保などの基準を満たしていることが必須となる。許可後は、施工状況の定期報告、中間検査、完了検査が義務づけられている。違法性の疑いのある盛土等については、報告聴取や立入検査等により現状の把握後、違反と判断した場合には監督処分等を行うことができるものとされている。</p>

2023年 9月定例会	本会議	代表質問	添野	7 市街化調整区域の土地利用のあり方について (1) 市街化調整区域の定義と課題について (2) 開発行為の規制について (3) 関係機構との連携、注意喚起について	(1) 「市街化を抑制すべき区域」と規定されている。都市計画法の規定による許可を受けることにより、開発行為を行うことが可能となっている。土地利用に関する課題については、複数存在している。 (2) 監督処分等を検討する会議体の設置も含め、引き続き監督処分の進め方について、他市の取組やその効果などを調査しながら検討していきたい。 (3) 令和5年1月より市街化調整区域内の違反事業における情報の共有や合同指導等の対応に向けて、農業・環境・消防部局などとの組織横断的な会議体を設置し、会議を3回開催した。注意喚起としては、市へ相談するよう、市報に掲載、多言語に対応したチラシや市街化調整区域における開発許可制度をまとめたチラシを作成して、相談窓口等に配布をしている。今後は、不動産取引や建築士などの業界団体に対しても、更なる開発許可制度の周知が図られるよう。連携していきたい。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	コミュニティバス導入について (1) コミュニティバス導入ガイドラインに基づく実績は (2) コミュニティバス導入ガイドラインはハードルが高すぎるのではないか。 (3) 導入成功地域組織の方を講師に講習会開催を	(1) ガイドライン策定以降に導入したものはない。理由としては、地域組織が希望する運行ルートや需要などから、「乗合タクシー」を選定したためである。乗合タクシーについては、現在7地区で導入した実績がある。 (2) 運行計画を作成する段階で、5人以上からなる地域組織を立ち上げていただくことになっている。その理由としては、コミュニティバス等を市民から「守り」「育てる」ことが不可欠であり、導入の段階から多くの方々に主体的に取り組んでいくことが重要であるとの考えから設定したもの。本市では、積極的に地域へ出向き、組織の立ち上げ方を含めて、支援を行っている。 (3) 今後、地域の要望を伺ったうえで、市民講師を含めた講習会の開催を検討していく。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	高齢者等の移動支援事業について (1) 実績とどのような事業者に協力いただいたのか。 (2) 青バトに協力依頼を (3) 地域包括支援センターの地域支えあい推進員の協力のもと、事業の認知度アップと、協力事業者の拡大を、その際に協力事業者にとってのメリットをしっかりと説明をして協力事業者候補に強力な働きかけを	(1) 現在6団体が運行している。協力事業者については、社会福祉法人、医療法人、介護事業所などから車両を提供いただいている。 (2) 各区役所や自治会等において、実施されている。送迎車両の確保のための、ひとつの有効な方法であると認識している。今後は、自治会等が所有する青バト車両を含めて、地域資源の有効活用に努めながら、高齢者等の移動支援事業を進めていく。 (3) 今後は、各々の地域支えあい推進員が把握した情報や相互に共有した情報について、自治会などの関係者へ伝えていくことで、事業の認知度アップと拡大を図っていく。次に、本事業を実施するにあたって、車両福祉法人、介護事業所等への周知が重要だと考えている。
2023年 9月定例会	本会議	一般質問	堤	道路の安全について (1) 暮らしの道路整備事業の促進について (2) 道路上に越境した樹木等について	(1) 暮らしの道路整備事業について、用地買収ではなく、市が後退用地の測量や所有権移転手続き、支障工作物の移転補償などを行い、道路整備するもの。とりまとめが難しい場合や不明な点などがありましたら、まずは市に相談いただき、現場の個別状況などにより判断をしながら対応をしていく。

					(2) 本市としては、これまで通り、まずは所有者により切除することが前提と考えることから、所有者へ丁寧な説明をしながら切除等を依頼していく。併せて、今回改正された民法について、政令市の会議や他自治体での事例を参考にしながら、対応を検討していく。
2023年 12月定例会	本会議	一般質問	松本	(1) 地下鉄7号線の延伸について (2) まちづくりの加速化について (3) インフラに関するマネジメントについて (4) 普通河川条例の制定について (5) 宅地造成等規制法改正に対する対応について	(1) 令和5年度中の鉄道事業者への事業実施要請に向け、現在取組を進めている。地下鉄7号線延伸については、整備主体を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を想定している。本事業においても土地収用法の該当事業になるものと考えている。 (2) 都市計画道路事業の計画事業承認区間における土地収用委員会を活用した事例は2件。平成18年に浦和区の都市計画道路、また令和5年度、今年度大宮区の都市計画道路で採用している。 (3) 都市基盤整備をはじめとするインフラ投資を積極的かつ計画的に行い、その後の投資力も一定確保する必要がある。また将来の人口減少局面まで見据えると、維持管理費までを含めたライフサイクルコストの縮減にもしっかりと意識しながら取り組んでいく必要がある。その旨公共施設マネジメント計画にも記載している。 (4) 今後も引き続き条例の対象となる河川の選定や、既に占用を許可し設置された橋などの構造物に対する許可条件と条例による許可条件との整合など、さらに課題を抽出し、関係部局との調整を進めていく。 (5) 土砂の盛土に関する規定規制区域の指定後の工事の許可、検査等は、都市局として新たな業務となるため、今後も庁内の関係部署と警察等の関係機関と十分調整を図りながら、適切な体制を構築し、運営体制を強化する。
2023年 12月定例会	市民生活	議案外	堤	空き家対策について (1) さいたま市の空き家の現状 (2) 空き家の活用について	(1) (2) 令和2年の空き家数は8480棟、空き家率は1.9%となっており、過去3年間の空き家数や空き家率についてもほぼ横ばいで推移しているような状況。現在、空き家の所有者等からの空き家の利活用に関する相談については、民間事業者と連携して設置をしている空き家ワンストップ相談窓口の方で受付をしていて、相談の内容に応じた助言や提案を受けている。今後、不動産事業、住宅ストックの状況等について注視するとともに、空き家ワンストップ相談窓口の事業者や庁内の関係部署とも連携し、公的な空き家の利活用ができるように努めていきたい。国の空き家対策特別措置法が改正によって、管理不全空き家等に該当すると、特定空き家等のおそれのある段階で所有者に対して法律に基づく指導等ができるようになるので、これに基づく本市の対応としては、今後公表される予定の国のガイドラインの方の内容も精査し、本市で行ってきた条例に基づく対応なども踏まえて、管理不全の空き家を解消していくための対応を検討していきたい。
2023年 12月定例会	まちづくり	議案外	阪本	西浦和駅周辺のまちづくりについて (1) 個別のまちづくりについて (2) 道路・駅前広場等の整備について (3) UR都市機構と連携したまちづくりについて (4) 都市計画の見直しについて	(1) (2) (3) 個別のまちづくりでは、区画整理事業のように規模の大きいエリアを一体的に整備するのではなく、より小規模なエリアごとに、それぞれの特性や行政と住民の協働により、まちづくりを進めることとしている。まちづくり方針においては、「まちの将来像の実現に向けて地域の特性を生かす」「既存の資源を上手に使う」「住民主体の持続可能なまちづくり」の三つをまちづくりの基本的な考え方として、個別のまちづくり手法の案を提示している。

					<p>連携して相乗効果を発揮できるように、地域住民や関係機関等と協議をしながら検討を進めている。今URのほうで、団地再生事業でまちづくりの連携用地というものを団地の建替えの中で、中層化から高層化を図って、少し土地が空くので、その部分をまちづくりの連携用地として提供していただけるというようなことでURと協定を結んでいるが、まず、そこを核として駅前広場の整備や、そのほかアクセス道路の整備ということでつなげていきたいと考えている。</p> <p>(4) 都市計画の見直しについては、現在、まちづくり方針に位置づけている都市計画の見直しの年度としては、令和7年度を予定している。まちづくり方針において令和8年度以降から20年ぐらいかけて個別のまちづくりをしていこうというようなことも示しているので、その辺を含めてアクションプランとして取りまとめ、地域の方々と情報共有しながら進めていきたいと考えている。今年度から来年度にかけて、仮称だが、西浦和駅周辺のまちづくりアクションプランを策定していきたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	阪本	<p>(1) これからの都心地区のまちづくりについて (2) 地下鉄7号線延伸に向けた新たな展開について</p>	<p>(1) 本庁舎の移転を契機として、本市の顔である2つの都心がそれぞれの特徴や強みを生かし、機能分担を図りながら都心間の連携を強化することで、東日本の中枢都市の顔となる魅力と活力を備えた拠点として、更なる発展を目指している。「さいたま市の新時代」に向けて、東日本の中枢都市としての使命を果たしていくためには、新たなニーズを捉え、まちづくりDXや公民学共創による民間力の最大限の活用、ゼロカーボンシティの実現など本市の持つ魅力の深化に、スピード感を持って取り組んでいく。</p> <p>(2) 今年度中の事業実施要請という約束を果たすことができなかった。社会情勢の変化が著しい状況の中においても、様々な課題を解決し、延伸を実現することだと考えている。事業着手に向けて、鉄道事業者の最新かつ専門的な情報や知見を活用した「技術支援要請」という半歩を踏み出すことができた。国に対しては、これまで以上に、地下鉄7号線延伸の必要性について理解を求めるとともに、引き続き早期の事業着手に向けて協議を進めていく。事業実施要請の時期については、現時点で確定的なことは申し上げられないが、可能な限り早期に事業実施要請を行っていきたい。最後に、費用便益比の算定における便益の向上に向け、これまで実施してきた快速運転の検討や中間駅まちづくり方針の反映に加え、国立社会保障・人口問題研究所による最新の将来人口推計値を適用していくことや工期の短縮に向けた検討など、さらなる便益の向上に向けて、鉄道事業者の助言を受けながら検討を進めていきたい。</p>
2024年 2月定例会	本会議	代表質問	西山	<p>(1) 大宮駅GCS化構想のこれからについて</p>	<p>(1) 現在検討を進めている大宮GCS化構想では、大宮駅東口の駅前広場の計画において、このような駅前広場の役割やシンボルの重要性を踏まえ、計画の検討を進めている。また、有識者で構成する「大宮GCS推進戦略会議」においても、ランドマークをテーマとした議論では、「緑という言葉の軸に、氷川参道や見沼たんぼの魅力をシンボルとして、GCSのまちづくりの中で表現していくことが必要」という意見をいただいている。駅前広場の空間形成においては、都市の象徴であり市民の誇りとなるシンボルとして、また、多くの方々に親しまれるコアとなるよう、さらに検討を進めていく。市民意見の導入について、まちづくりの検</p>

					<p>討プロセスにおいて市民が参加し議論に加わるということは、大変重要であると認識している。まず、広く一般の方々から意見を聴取する段階では、駅やイベント会場などで行うオープンハウスやアンケートなどを実施している。さらに、計画検討のとりまとめ段階においては、シンポジウムの開催やSNSの活用などにより、広く情報発信していくことも考えている。</p>
2024年 2月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>西浦和駅周辺のまちづくりについて (1) 地域地権者からの要望書について</p>	<p>(1) 要望書の内容については、大きく分けて4つの項目にわたる内容となっている。まず1点目は、従来の都市計画にとらわれない柔軟な都市機能の構築というような内容。2点目は、優先順位を持ったまちづくりの誘導という内容。3点目は、西浦和駅周辺地域の事業化促進のための都市計画の見直しということ。4点目は、行政の積極的なまちづくりのサポートということ。当該地域の方々については、まちづくりを共同化とか再開発事業を目指している中で、用途地域または容積建蔽率の見直し等について積極的に同時期に進めてほしいというような内容。これまで長期未着手だった西浦和第一土地区画整理事業の都市計画の見直しを図るために、西浦和駅東西地区まちづくり協議会からのまちづくりビジョン案の提案を受け、令和3年度に西浦和駅周辺まちづくり方針を策定するなど、地域の方々と連携しながら取組を進めてきた。現在もまちの将来像の実現に向けた個別のまちづくり手法について、地元のまちづくり協議会、商店会、地権者、田島団地を所管するUR都市機構等と意見交換を進めている。今回提出された要望書の内容のうち、道路、駅前広場整備等の基盤整備や既存道路の拡幅整備、また歩行者専用道路化については、(仮称)西浦和駅周辺まちづくりアクションプランの策定過程において、地権者協議会を含め周辺エリアの地権者等と対話を重ねながら検討を進めていきたい。現在まちの将来像の実現に向けた個別のまちづくり手法について、地元のまちづくり協議会、また商店会、地権者とあとは田島団地を所管しているUR等と意見交換を進めて、地域全体の土地利用等の検討をしている。既存のダイエーが店舗の床面積が9,000平米ぐらいあり、用途地域が第一種住居地域なので、今のままでは建て替えができないので、用途地域の変更についても、その地域のまちづくりの土地利用をどういうふうに考えていくかという中で、駅前なので、それなりの都市基盤整備が整えば、用途地域の変更というのでも検討が必要になると考えているので、地元の方々と調整を図りながら、まちづくりの基本的な考え方を決めていきたいと考えている。</p>
2024年 2月定例会	まちづくり	議案外	出雲	<p>水道行政関連について (2) 特例直結直圧給水方法の検討について</p>	<p>(2) 配水管の水圧が改善し、3階まで給水できる一定の水圧を確保できたことから、さいたま市水道局直結給水システム設計施工基準を定め、3階までの直結直圧式での給水を行っている。近隣の先進都市においては、土地の高低差などの地理的要因から、水圧が高い地域に限定して条件をつけて特例として直結直圧給水を実施している。4階以上の直結直圧給水を実施するためには、市内全域で必要な水圧を確保する必要がある。そのため現段階では、4階の直結直圧式給水の実施は難しいものと考えている。4階以上の建物については、直結増圧式または受水槽式で給水している。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	佐伯	<p>高齢者移動支援事業拡大のために (1) 地域資源を活用した仕組みづくりについて (2) カーシェアリングを活用した仕組みづくりについて</p>	<p>(1) 地域資源である他の民間事業者や団体にも協力いただき、保有する車両や運転手などを活用することも、事業協力者の確保、また事業の担い手の獲得という点で有効な手段の一つと考</p>

					<p>えている。今後、実施地区の拡大に当たり、自治会などから移動支援実施の相談をいただいた際に、様々な地域資源の活用も選択肢に含め、積極的に事業展開を図っていきたい。</p> <p>(2) 高齢者等の移動支援事業におけるカーシェアリングやレンタカーなどの活用については、現行の制度においても可能。活用に当たり、あらかじめ運行スケジュールに沿った車両の予約が必要であるなどの制限があるが、車両を確保できない方々にとっては、移動支援を実施するための有効な手法の一つと考えている。今後、車両の確保に悩む自治会等から相談があった際には、利用条件等を丁寧に説明した上で、選択肢の一つとして周知していきたい。</p>
2024年 6月定例会	本会議	一般質問	堤	<p>道路行政について</p> <p>(1) 高齢者・障害者に優しい道づくりについて</p> <p>(2) 田島大牧線（太田窪工区）の進捗について</p> <p>(3) 念仏橋の進捗について</p> <p>(4) 越境枝切除権について</p>	<p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、道路や駅前広場など生活関連経路に関するバリアフリー化を進めている。歩行者の多い道路については、無電柱化とバリアフリー化の整備を併せて実施する。道路内におけるベンチの設置については、さいたま市移動等円滑化のために必要な道路の構造上の基準に関する条例に基づき、休憩施設を設置することとしている。一般国道463号から東浦和駅の区間については、順次、歩道のバリアフリー化を進めている。</p> <p>(2) 田島大牧線（太田窪工区）については、平成年2月に前地3丁目交差点から産業道路までの延長約760メートルの区間で事業認可を取得して、事業を進めている。地元の権利者の方々や多くの市民の方々の協力を得ながら、用地買収や様々な工事を進めて北側の車道2車線と歩道の道路工事を完成させ、今年度については南側の車道2車線と歩道の道路工事を行っている。また、沿線の方々と段差補償の交渉も進めている。今後の見通しである供用開始時期については、令和7年3月の4車線供用開始に向け道路整備を進めている。</p> <p>(3) 当該事業については、令和2年度に本市と埼玉県で一級河川芝川改修事業に伴う一般国道463号念仏橋の架け替えの施行に関する基本協定を締結し、事業を着手している。令和11年度の完成に向けて事業を進めていく。</p> <p>(4) 昨年4月の民法改正により、一定の要件の下、自ら切除することが認められた。道路上に越境した樹木への本市の対応としては、引き続き道路法に基づき所有者に対し切除を依頼している。また、交渉が難航する場合には、文書による指導等も含め対応を行い、道路利用者の安全確保に努めていく。民法に基づき本格的に切除を行った政令市はなく、取組事例などを参考にしながら検討していく。</p>
2024年 6月定例会	まちづくり	議案外	阪本	<p>樹木の倒木について</p> <p>(1) 街路樹について</p> <p>(2) 公園の樹木について</p>	<p>(1) 街路樹の倒木の件数は、令和4年度はゼロ件、5年度は3件、6年度は、5月末時点までに5件発生している。街路樹の倒木の予防に対する対応としては、街路樹管理の委託業者による現地調査また道路パトロールなどによって、倒木の危険性や立ち枯れを確認した際には、枯れ枝剪定や伐採などを行うなど、利用者の安全確保に努めている。特に台風シーズン前については、強風による倒木を防ぐために、委託業者に対して目視点検のほか、必要に応じて根元の揺らぎとか木づち打診などの外観診断を指示して、倒木のおそれのある街路樹があった場合には、伐採するなどの対応に努めている。令和4年7月に、さいたま市街路樹維持管理基本方針を策定して、街路樹の再生を最優先にしていく路線を3路線位置づけたり、また、市民からの通報とかパトロールの結果において、高木が多く、沿道の住宅や交通の第</p>

					<p>三者被害の発生が多い路線については、樹木医による街路樹診断を順次実施している。その街路樹診断で不健全と判断された樹木については、緊急性があることから、伐採などの対応をしている。</p> <p>(2) 市内公園の倒木の件数は、令和5年度が22件、令和6年度が5月末までで4件。公園内の倒木のおそれがある枯損木、枯れる損傷する木と書いて枯損木の対応については、指定管理者による公園巡回を月1回以上行い、その都度、公園内の樹木状況を点検し、公園内の安全性の維持に努めている。特に多くの利用者が行き交う園路、広場、また、周辺家屋に隣接している公園外周部の樹木については、倒木が発生した際の影響を鑑み、特に中止して点検するものと認識していて、この点、指定管理者と共有している。対応と今後について、ナラ枯れによる立ち枯れの発生、また、樹木自体の老朽化の進行を受けて、昨年度より、さいたま市内の造園業の集まりである造園業協会の皆様の協力を仰ぎながら、公園緑地協会ともタイアップして樹木危険度診断の実地講習というものを開催している。公園管理に携わるさいたま市の職員も参加して、倒木の予防保全スキルの向上に努めている。</p>
2024年6月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>公園や市道の利用促進、魅力向上について</p> <p>(1) 移動販売車の考え方について</p> <p>(2) パブリックアート設置について</p>	<p>(1) キッチンカーの実施主体と令和5年度の実績と今後の展開について、現状、本市の都市公園内では指定管理者制度を導入して、指定管理者の自主事業の一つで移動販売、キッチンカーによる飲食の提供が中心で、その他物品販売などは行っていない。今年度も予定どおりにぎわい創出に向けて実施されている。様々な観点からにぎわい創出に貢献できる可能性を探りながら、取組を発展させていく。移動販売車の道路の占用については、本来の機能を阻害しない範囲で認めるものであり、道路の占用許可の対象の物件を限定している。市道路の部分について関連するイベント等で一時的な設置については、占用許可の条件にのっとり、許可をしている。</p> <p>(2) 市内の公園においては、過去、パブリックアートを導入し、公園の利用促進や魅力向上を目指した公園づくりに取組んだ例が幾つかある。現在のところパブリックアートについて、費用あるいは維持管理の面から公費による市の独自による設置はしていない。地元を受け入れてもらえるものであるということを前提に、安全性、景観性、設置期間、管理主体など様々な面から検討し、可能と判断できる場合には設置を許可していくという方針。道路の部分については、国や地方自治体等の事業に伴う設置については、事業所管課が占用主体であれば道路占用を許可している。</p>
2024年9月定例会	まちづくり	議案外	相川	<p>駅前広場の整備について</p> <p>(1) 大宮公園駅前広場にある柵について</p> <p>(2) 駅前広場のバス停やタクシー乗り場の屋根設置の考え方について</p>	<p>(1) 東武鉄道の敷地の中ということであるため、違法駐輪や違法駐車防止、また、用地の管理上の観点からフェンスを設置している。これまで通行に関しての苦情や要望等はないとは伺っている。</p> <p>(2) 駅前広場の新設、改築時に、屋根の設置の検討を求めている。宮原駅については、現時点で具体的な駅前広場の整備計画はないが、今後改築等の計画が生じた際には、交通事業者など関係各所とバス停留所の上屋の設置について協議するということになる。</p>

2024年 9月定例会	まちづくり	議案外	阪本	道場三室線整備について (1) 栄和工区の現況 (2) 用地買収について (3) 今後のスケジュールについて	<p>(1) 用地買収の現状について、沿線の地権者の皆様から協力をいただきながら、今年度については物件調査や用地買収を今進めている。なお、令和6年8月末現在、用地買収率については21%となっている。本市が提示した補償額については、おおむね理解をいただいて、用地買収を進めているところだが、一部の地権者の方からは、補償額とか移転の時期などについて、いろいろと理解いただけずに、まだ契約に至っていない状況。</p> <p>(2) 用地買収による土地価格や物件に対する補償費については、不動産鑑定や損失補償基準に基づいて算定している。土地の価格や補償額については、やはり不動産鑑定や補償基準に基づいて算定していて、年度ごとに更新される単価を用いている。加えて、メリットとしては、最高5,000万円の所得特別控除や、代替資産の取得による課税の繰延べなどの租税特別措置法に基づき税法上の優遇措置を受けることが可能な点がメリットであると考えている。</p> <p>(3) 今後は、事業展開を考え、どうしても道の下排水路の付け替えをまずやっていかないとけない。桜区役所に近いほうの用地買収を優先して、ある程度土地が確保できたところから工事のほうも進めていきたい。</p>
----------------	-------	-----	----	-----------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------